

事務専門職員の取扱いに関する要領

平成18年4月1日
2006年（総企）要領第36号
最終改正 令和5年4月1日

（目的）

第1条 この要領は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の事務専門職員の就業及び給与に関する事項について定めることを目的とする。

2 この要領に定めた事項のほか、事務専門職員就業に関する事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

（定義）

第2条 事務専門職員とは、機構の文書、契約、経理、出張手続、外国語翻訳、その他の一般事務を担当する者で、期間の定めのある雇用契約を締結した者（以下「有期雇用契約者」という。）及び期間の定めのない雇用契約を締結した者（以下「無期雇用契約者」という）をいう。

2 有期雇用契約者のうち、次の各号の一に該当する場合は、有期雇用契約の期間満了の翌日から無期雇用契約者に転換することができる。

（1）機構からの申し出による場合

（2）通算契約期間が5年を超える者（法令の規定により無期転換請求権を有しない者を除く。）で、法令の規定に基づく本人の申し出による場合

3 前項第2号の通算契約期間は平成25年4月1日以降に開始する有期雇用契約の期間を通算する。但し、雇用契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上ある場合は、それ以前の契約期間は通算期間に含めない。

（給与）

第3条 事務専門職員の給与については、業務内容、経歴等を考慮して定める。

2 有期雇用契約者の給与の額は特に必要があると認められる場合には、これを増額又は減額することができる。

3 無期雇用契約者の給与については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構職員給与規程（2004年（総企）規程第9号）（以下「給与規程」という。）別表第1

(以下「別表第1」という。)の6等級の欄を用いてその本俸月額を定め、手当は、給与規程第12条、第13条、第17条及び第19条の規定を準用し支給する。

- 4 前項の別表第1は毎年4月1日に現に適用しているものとし、その後、別表第1が改定され、当該4月1日を含む改定後の別表第1の遡及適用が定められた場合においても遡及適用は行わないものとする。

(就業規則の準用)

第4条 有期雇用契約者の就業については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構就業規則(2004年(総企)規程第7号)(以下、「就業規則」という。)第27条の2、第27条の3、第30条、第32条、第39条第1項第4号、第39条の2、第39条の3、第52条の規定を除き準用し、無期雇用契約者にあつては第27条の2、第30条、第32条、第52条の規定を除き準用する。

(旅費規程の準用)

第5条 事務専門職員の旅費については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構旅費規程(2004年(総企)規程第13号)の規定を準用する。この場合、これら規定中「役員又は職員」、「役員及び職員」、「役職員」及び「職員」とあるのは、「事務専門職員」と読み替えるものとし、区分の適用は事務専門職員の個別契約の内容、経歴等を考慮して定める。

(慰労金)

第6条 事務専門職員が退職したとき又は就業規則第41条の規定により解雇されたときは、慰労金を支給する。ただし、同規則第42第2号又は第3号の規定により解雇されたときは支給しない。

- 2 前項の慰労金の額は、有期雇用契約者にあつては別表の区分による額とし、無期雇用契約者にあつては、無期雇用契約者になってからの勤務年数に応じ、ここに10,000円/年を加算した額を支給する。
- 3 慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が機構の事務専門職員となった日の属する月から解雇された日の属する月までの年月数とする。
- 4 前項の規定により計算した就業期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。
- 5 前2項の規定による在職期間のうち、停職又は育児休業により職務に従事することを要しない期間が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を在職

期間から除算する。

(欠勤者の給与)

第7条 事務専門職員が業務上の負傷又は疾病により、出勤できない場合で、就業規則に規定する届出があったときは、契約期間の満了まで第4条に規定する給与の全額を支給することができる。

2 事務専門職員が業務上以外の傷病により出勤できない場合で、就業規則に規定する届出があつたときは、次の各号により第4条に規定する手当の全額を支給することができる。ただし、契約期間の満了後はこの限りでない。

(1) 結核性疾患による場合は1年

(2) 前号の疾患以外による場合は6ヶ月

3 前項第1号又は第2号に規定する期間を超えて出勤できない事務専門職員については、その超える期間は第4条に規定する給与の100分の80(超える期間が1年(同項第1号に該当する場合にあっては2年)を超える期間にあっては100分の60)を支給する。ただし、契約期間の満了後はこの限りでない。

(再雇用)

第8条 第2条第4項による退職者のうち、本人が希望し、就業規則の第39条第1項第1号から第3号に定める退職事由若しくは就業規則の第41条及び第42条に定める解雇事由に該当しない者については、満65歳に達した日の属する事業年度の末日まで再雇用する。

2 再雇用は原則1年単位の契約とする。

3 前2項に規定するもののほか、再雇用に関する事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要領の実施の日の前日において機構の嘱託を委嘱されていた者でこの要領の実施の日に専門職員となった者の在職期間については、その者の嘱託委嘱期間を専門職員としての在職期間とみなす。

3 当分の間、無期雇用契約者の本俸月額を、第3条の規定にかかわらず、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以降、当該職員に適用される俸給表の本俸月額に、百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるもの)とする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

慰 労 金 定 額 表

勤 続 年 数	慰 労 金
1 年	30,000円
2 年	60,000円
3 年以上	100,000円